

(論点②) 事業所の設備として、必要な設備及び備品等を備えなければならないとされているが、これらの共用を認めるかどうか。

(考え方) 現行においても、基準の解釈通知上、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、当該事業の運営に支障がない場合においては、当該他の事業所等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる取扱いとしているところであり、現行と同様の取扱いとすることが適当と考えている。

(2) 通所系サービス

①総則的事項

(論点) 介護給付の通所系サービスと予防給付の通所系サービスについては、同じ時間帯に同じ場所でサービス提供を行うことを可能とするかどうか。

(考え方) 両サービスについては、サービスの対象者、内容、提供方法等が異なっており、この点が明確に区別されるのであれば、物理的に同じ場所でそれぞれのサービスを提供することは差し支えない取扱いとすることが適当と考えている。(人員・設備基準の取扱いの中で具体的な取扱いについては明確化。)

②人員基準

(論点①) 介護予防サービスにおいて新たに実施することとしている選択的サービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)の人員基準について、最低基準上設定するかどうか。また、現行のサービスにおいても提供されているアクティビティ等についてはどのように考えるか。

(考え方)

- 選択的サービスについては、介護報酬上「加算」として位置付けられる予定であることから、当該サービスを提供するために必要となる人員については、指定基準に位置付けるのではなく、加算の要件として介護報酬上位置付けることが適当と考えている。(仮に指定基準として位置付けると、事業者において当該サービスを選択するに際し、その都度、変更の届出を要することとなる。)
- また、アクティビティ等、リハビリテーションについては、現行も指定基準に定める体制等で実施されているところであることから、介護予防サービスにおいても、引き続き、指定基準において定めることが適当と考えている。

(論点②) 通所介護、通所リハの事業を行うに当たり事業所に配置すべき従業者及びその員数について、兼務を認めるかどうか。

(考え方)

- 指定基準に定める人員体制をもって実施される事業内容は、共通的服务及び通所介護であればアクティビティ等、通所リハであればリハビリテーションである。
- これらのサービスについては、現行も指定基準に定める人員体制において実施されており、介護予防サービス事業者の指定を受けた後も、要支援者と要介護者を併せると同様の数の対象者に対して、一体的に実施されることが想定されることから、人員配置についても、現行のものの兼務を認めることが適当と考えている。

(論点③) 事業所ごとに常勤・専従の管理者を配置することとされているが、当該管理者の兼務を認めるかどうか。

- (考え方) 現行においても、原則として、管理者の配置については、常勤・専従とされているものの、例外的に、
- ①当該指定通所介護・通所リハ事業所の従業者としての職務に従事する場合、
 - ②同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接するなど、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合で、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合
- であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができることとされているところであることを踏まえ、兼務を認めることが適当と考えている。

②設備基準に関する事項

(論点①) 指定基準において定められている事業所の設備について、これらの設備の共用を認めるかどうか。

- (考え方) 共通的服务及びアクティビティ等又はリハビリテーションについては、要介護者と一体的に実施することが想定されることから、併せて介護予防サービスを提供する場合については、共用を認めるとともに、必要な面積についても、現行の指定基準において定められている定員の中に、要支援者を含めて換算することが適当と考えている。